

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（案）」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集対象

- ・「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」
- ・「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（案）」

2. 意見募集方法の概要

（1）意見募集期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 2 日（木）まで

（2）周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

（3）意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子メール、郵送

3. 提出意見数

6 件（今回の意見募集の対象である上記の政令案等及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」とは直接関係しない意見 40 件。）

4. 意見の概要と意見に対する考え方

別紙のとおり

（注）上記の政令案等と同時期に意見募集を実施している「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」にお寄せいただいた意見の概要及び意見に対する考え方は、後日、当該処分基準の公表と同時期に公示させていただきます。

そのため、別紙では、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」に関する意見の概要部分を省略して記載しております。

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（案）」に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案） 関連	
<ul style="list-style-type: none"> ・これでは被害者は救えない。むしろ組織の抜け穴を作り出すための政令にしか見えない。一体誰を守るための案なのか。 ・本政令案に反対である。被害者を迅速に救済できなくなるからである。実効性が低くなる。 ・こんな政令案では旧統一教会をはじめ、さまざまなカルト宗教の信者の方や2世3世の方は救われたい。本気で救ってあげてほしい。 	<p>本政令案は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」といい、同法の条項を引用する場合には単に条項番号を記載します。）の一部の施行に伴って、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」で定める法律に不当寄附勧誘防止法を追加するとともに、適格消費者団体及び特定適格消費者団体の欠格事由に係る対象法律に不当寄附勧誘防止法を追加するものです。</p> <p>これらにより、公益通報者保護法における通報対象事実の範囲を拡充するとともに、消費者団体訴訟制度に対する信頼性の確保を図ってまいります。</p>
<p>1 はじめに</p> <p>当会は、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の改正案及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関</p>	<p>本意見は、公益通報者保護法に係る御意見として承りました。</p> <p>なお、公益通報者保護法において、公益通報の対象となる事実が規定されている法律（以下「対象法</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について」(案)に関して、次のとおり意見を申し述べる。</p> <p>2 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令改正案</p> <p>公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令改正により、公益通報対象事実に寄附不当勧誘防止法が追加されることになる。</p> <p>寄附不当勧誘防止法を公益通報の対象とすることにより、悪質な法人において労働者を保護する必要性は理解しうるが、本改正案には次のとおり悪質な法人にとどまらない波及効果を多数内包しており、国会としては次の点を検討するよう求める。</p> <p>第一に、公益通報者保護法には刑事免責は定められていないため、公益通報を行った僧侶等は刑法上の秘密漏示罪(刑法134条2項)による処罰を受ける可能性がある。少なくとも公益通報者保護法と宗教者の守秘義務との関係性がまったく議論されないまま、公益通報対象事実に寄附不当勧誘防止法が追加されることには慎重な考慮を要する。労働者一般の労働契約上の秘密保持義務と宗教者の守秘義務とは、その内容・範囲が異なり、両者を同視して議論することはできない。特に、秘密漏示罪は必要的共犯(もともと複数人の関与が予定されており、共犯規定の適用がないもの)と解され</p>	<p>律」といいます。)は「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」とされているところ、不当寄附勧誘防止法は「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」に該当すると考えられるため、本政令改正案では、対象法律を定める政令に、同法を追加することとしております。今回の政令改正により公益通報者保護法の通報対象となる行為は、第7条第1項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をしたこと、及び第7条第3項の規定による命令に違反したこと等を指しており、また、今回の政令改正の前後を問わず、宗教法人は公益通報者保護法の「事業者」に該当します。こうしたことから、本政令改正案によって御意見「第一」、「第二」、「第三」で示された内容が新たに生じるものとは考えておりません。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>ており、法執行担当者である消費者庁職員が宗教関係者に対して秘密漏示を働きかけた場合、消費者庁サイドの人間は不可罰になる一方で、宗教関係者は秘密漏示罪で処罰されるリスクが発生し、このようなりスクに対する制度的手当が何ら講じられていない。</p> <p>第二に、公益通報者保護法5条1項は、公益通報をしたことを理由とした不利益取扱いの禁止を定めている。この不利益取扱いの禁止は、懲戒処分のみならず、事実上の行為まで広く含まれるものとされている。多くの包括宗教法人は宗制において（労働法制における懲戒とは異なる性質を有する）懲戒規程を定め、懲戒規程の中で僧侶等の宗教上の地位に関する懲戒事由を定めることがあり、このような包括宗教法人の懲戒権限は信教の自由（憲法20条1項）に由来する宗教団体の自律的判断権に基づくものである。公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令改正により、公益通報対象事実寄附不当勧誘防止法が追加した場合、宗教法人の懲戒権が公益通報者保護法5条1項により直接的に制約を受ける可能性がある。本改正は、このような信教の自由に対する制約の合憲性について、何らの検討も加えずに行われるものではないかと懸念する。</p> <p>第三に、公益通報者保護法の保護対象である「労働者」（同法2条1項1号・労働基準法9条）該当性判断に関して、寺</p>	

意見の概要	意見に対する考え方
<p>院の世界では必ずしも明瞭に判断できない場合がある。「宗教法人又は宗教団体の事業又は事務所に対する労働基準法の適応について」という厚生労働省の通達（昭和27年2月5日労働省基発49号）では、労働者該当性に関して、「宗教上の儀式、布教等に従事する者、教師、僧職者等で修行中の者、信者であって何等の給与を受けず奉仕する者等は労働基準法上の労働者でない」とされている。本改正は、「労働者」に該当しない僧侶等からの保護されない通報を誘発する可能性がある。</p> <p>3 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について （案）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>4 おわりに</p> <p>寄附不当勧誘防止法は、単なる民事法上の定めではなく、勧告、命令等の行政規制を導入するものである。特に「靈感」規制（寄附不当勧誘防止法4条6号）は、宗教団体、宗教法人又は信者の信教の自由（憲法20条1項）により保障されている宗教的行為の自由を直接的に制約するものであり、直</p>	

意見の概要	意見に対する考え方
<p>ちに違憲とまで言えるかは明らかではないものの、その合憲性は慎重に検討されなければならない。</p> <p>公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令改正案は、信教の自由に対する影響を検証することなく行われようとしているように見受けられる。消費者庁におかれては、本意見を踏まえて、慎重な判断をされたい。</p>	
<p>法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令（案）関連</p>	
<p>法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法を定める内閣府令二にはファクシミリは含まれると考えて間違いはないか。</p>	<p>御指摘のファクシミリについては、第4条第4号の内閣府令で定める方法に含まれます。</p> <p>なお、既に公布されている消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第5号）においても同様に取り扱われることとなります。</p>
<p>気になった点がある。改正案の中の以下の文である。</p> <p>「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第四条第四号の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法その他の個人が寄附をするか否かについて相談を行うために法人等以外の者と連絡する方法として通常想定されるものとする。</p> <p>一 電話</p> <p>二 電子メール」</p>	<p>本内閣府令案は、法人等から寄附の勧誘を受けた個人が、当該寄附をするか否かについて、当該法人等以外の者に連絡して相談を行う場合の連絡方法を定めるものであり、法人等が寄附を勧誘する際に利用する方法について定めるものではありません。</p> <p>なお、個人が相談を行う場合の連絡方法については、①電話、②電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>今時は宗教組織やマルチビジネスもインターネットのホームページやブログなども利用しているのかなと思う。私の読み違いかもしれないが、この電話と電子メール以外の方法が想定されないのは今時の法律としてあまりにも範囲が狭い気がする。</p>	<p>気通信を送信する方法、③その他の相談を行うために連絡する方法として通常想定されるものが幅広く含まれることとしています。</p>